

放送大学 兵庫 学友・同窓会 会則

第1章 総則

- 第1条 本会は、放送大学兵庫学友・同窓会と称し、事務所は、放送大学兵庫学習センター（兵庫県神戸市灘区六甲台町2-1 神戸大学六甲台キャンパス内）に置く。
- 第2条 本会は、会員の親睦と情報の交換および相互研鑽を図り、併せて放送大学の活動に寄与し、同窓会連合会、兵庫学習センター（姫路サテライトスペースを含む）との連携を図り、放送大学および兵庫学友・同窓会の発展を目的とする。
- 第3条 本会は、前項の目的を達成するために、つぎの事項を行う。
- (1) 学生および卒業生相互の学習会や親睦および情報交換会の開催
 - (2) 兵庫学習センター（姫路サテライトスペースを含む）および同窓会連合会の行事への参画
 - (3) その他、目的達成に必要な事項
- 第4条 本会の解散および会則の変更は、総会の決議による。
- 第5条 本会の活動年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。ただし会計年度は毎年1月1日に始まり、その年の12月31日に終わる。

第2章 会員および会費

- 第6条 本会は、会員でもって構成する。会員は放送大学兵庫学習センター（姫路サテライトスペースを含む）の卒業生を正会員、同センター在学中の学生を学生会員とする。
2. 入会は所定の入会申込書に必要事項を記入し、会費を納入することで会員になれる。
- 第7条 会員は、会費を入会時および入会時から毎3年を超える年の期限までに納入するものとする。また既納の会費は、途中で退会などがあっても原則として返還しない。
2. 会費は3年毎に2,000円を納入するものとする。会費の納入は、原則として所定の用紙を用いてゆうちょ銀行に振り込む。
 3. 会則改定時現在で既に入会している正会員および学生会員の会費有効期限、および納入期限については 別途会則施行規則にて定める。
 4. 会員には原則として会報、定期総会資料等を宅配便などで送付する。ただし、常時学習センター（姫路サテライトを含む）への訪問者には資料の持ち帰りをお願いする。
 5. 退会の申し出を役員が受理したときおよび明らかに退学と認められたとき、あるいは会費の納入が滞ったときには、退会したものとする。

第3章 役員

- 第8条 本会に次の役員を置く
- | | |
|-------------------------------------|---------|
| 会 長（本会を代表し、会務を総括する） | 1名 |
| 副会長（会長を補佐し、会長に事故のある時は会務を代行する） | 2名 |
| 幹 事（会長、副会長に協力して会務を分担する） | 若干名 |
| 会計担当幹事（会計業務を行う） | 1名または2名 |
| 監 査（会務と会計を監査、2名の内1名は兵庫学習センター事務長とする） | 2名 |
- 第9条 役員は約半数毎に改選し、その任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 役員は、総会において承認される。また役職は役員の内選による。
- 役員に欠員を生じたときには、役員会で補欠者を選任することができる。
- 補選された者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第10条 本会に、顧問、相談役、名誉会員を置くことができる。
2. 顧問は、兵庫学習センター所長に委嘱し、本会の運営に助言する。
 3. 相談役は、本会会長であった者等本会の運営に貢献した者の中から会長が委嘱する。
 4. 名誉会員は、本会および大学の運営に貢献のあった者の中から役員会で選任する。
 5. 顧問、相談役、名誉会員などは役員会決議にて、懇親会などに招待することができる。

第4章 会議

第11条 本会の会議は、総会および役員会とする。また必要により運営委員会とする。

第12条 本会の総会は、定期総会と臨時総会とし、会長が召集する。

第13条 定期総会は、毎年1回会計年度末から3カ月以内に開催する。

2. 臨時総会は、必要に応じて会長がこれを召集する。また、五分の一以上の会員から招集の要請があるとき、会長は、これを召集しなければならない。

3. 定期総会は、次の事項を議決する。

- (1) 活動報告および会計収支決算報告
- (2) 活動計画および会計収支予算提案
- (3) 役員を選任
- (4) 会則の改廃
- (5) その他本会に関する重要な事項

4. 総会の議長には、会長があたる。

5. 総会は、出席した会員数をもって成立するものとする。

6. 総会の議決は、出席者の過半数により議決する。ただし、可否同数のときは、議長が決する。

第14条 総会の議事については、議事の概要および議決の結果を記載した議事録を作成する。

2 議事録には、議長のほか出席会員の代表2名が署名捺印し、保存しなければならない。

第15条 役員会は、総会に付随する事項および会務の執行に関する事項を議決する。

2 役員会は、前項の遂行にあたり、必要に応じて運営委員会を設置することができる。

3 役員会の議事録は、記録して保管する。

第5章 会計

第16条 本会の経費は、会費、臨時会費、寄付金および雑収入をもってこれに充てる。

第6章 雑則

第17条 本会の活動に必要とする関係書類、帳簿類の保管期間は、5年とする。

第18条 本会則の施行について必要な会則施行規則等は、役員会の議決を経て、会長が別に定めることができる。

付 則

この会則は、2006年3月25日より施行する。

この会則は、2007年5月27日より施行する。

この会則は、2009年3月29日より施行する。

この会則は、2013年3月24日より施行する。

この会則は、2015年3月22日より施行する。

この会則は、平成27年6月22日より施行する。（下線の文言が前回から改定した箇所）

会則施行規則

第1条 会費の有効期限は12月31日とし、会員資格の切り替え時期は3月末とする。

第2条 12月31日で会費の有効期限が切れる会員は、翌年3月31日までに次期の会費2,000円を振り込むことで会員資格を継続できる。

第3条 会則改定時現在で既に入会している正会員：会費の有効期限は入会時から84カ月（7年）を超える年の12月31日とする。

第4条 会則改定時現在で既に入会している学生会員：会費の有効期限は入会時から36カ月（3年）を超える年の12月31日までとする。